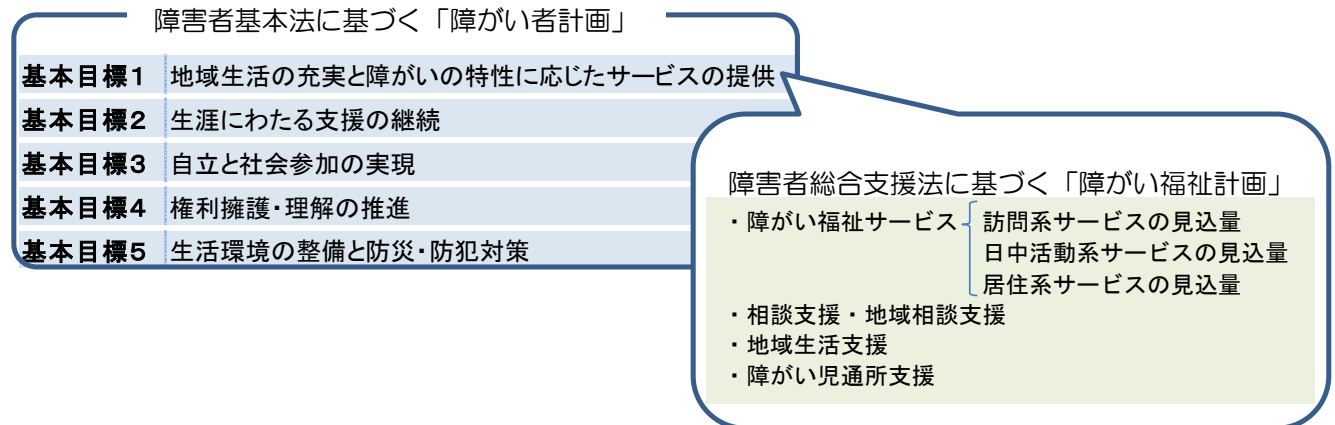


「滝川市障がい者計画」・「滝川市障がい福祉計画」の策定について

1. 計画の位置づけ

障がい者計画は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。

障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」に規定する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の確保に関する計画で、障がい者計画の中の「生活支援」に関わる３年間の実施計画的な位置づけ。

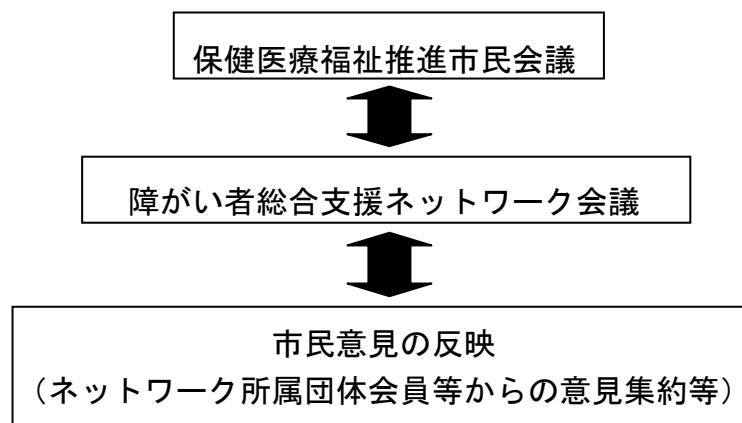


2. 計画の期間

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
市障がい者計画					改定計画					改定計画					改定計画					改定計画				
									第 1 期 障がい福祉 計画		第 2 期 障がい福祉 計画		第 3 期 障がい福祉 計画		第 4 期 障がい福祉 計画		第 5 期 障がい福祉 計画							

3. 計画の策定体制

保健医療福祉推進市民会議を計画策定の総括機関とし、既存の障がい者サービス等の検討組織である「滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議」において意見の聴取及び検討を進めます。



4. 計画策定のスケジュール

計画策定のスケジュールは下表のとおりですが、専門部会と位置付ける障がい者総合支援ネットワーク会議の進行状況などにより開催が変更になる場合があります。

月 日	市民会議	ネットワーク会議	内 容
29 年 8 月		○	前計画の実績等の提示と意見聴取
9 月		○	当事者、関係団体、事業所より意見聴取
10 月		○	素案の提示
12 月	○		計画（素案）の報告
30 年 1 月	○		計画（案）の報告
3 月			計画策定

5. 計画の概要

前計画の達成状況については、おおむね、達成されたと評価しています。

次年度からの計画の方向性については、前障がい者計画を継続して推進していく予定です。

- （基本目標 1）地域生活の充実と障がいの特性に応じたサービスの提供
- （基本目標 2）生涯にわたる支援の継続
- （基本目標 3）自立と社会参加の実現
- （基本目標 4）権利擁護・理解の推進
- （基本目標 5）生活環境の整備と防災・防犯対策

6. 前計画から新たに追加を考えている施策

新たに推進すべき主な施策として、下記について追加を考えています。

- （1）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）関連
- （2）障害者総合支援法施行 3 年後の見直し関連
 - ・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
 - ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 など